札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四、三六八円	四、二八六円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広 市　北見市	札幌市　釧路 市　網走市	函館市	青森市　盛岡 市　秋田市 山形市　長野 市　松本市
一七〇円	一五〇円	一四五円	一一五円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の 存する地域	町田市　横浜 市　川崎市 豊田市　大阪 市	さいたま市 千葉市　国立 市　八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市　大 津市　京都市 堺市　奈良 市　広島市 福岡市	仙台市　ひた ちなか市　宇 都宮市　甲府 市　静岡市 岐阜市　岡崎 市　津市　泉 佐野市　和歌 山市
五、六四七円	五、五一二円	五、四七八円	五、三七七円	五、三一〇円	五、一七五円

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市	上記以外の市 町村

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四、二一〇円	四、一二九円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広 市　北見市	札幌市　釧路 市　網走市	函館市	青森市　盛岡 市　秋田市 山形市　長野 市　松本市
一六九円	一四九円	一四四円	一一四円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の 存する地域	町田市　横浜 市　川崎市 豊田市　大阪 市	さいたま市 千葉市　国立 市　八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市　大 津市　京都市 堺市　奈良 市　広島市 福岡市	仙台市　ひた ちなか市　宇 都宮市　甲府 市　静岡市 岐阜市　岡崎 市　津市　泉 佐野市　和歌 山市
五、四八四円	五、三四九円	五、三一六円	五、二一五円	五、一四八円	五、〇一四円

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市	上記以外の市 町村